

ものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ15,939,507円増加し、85,247,920円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(成人病センター)

(2)平成18年度病院事業会計における患者負担金収入については、収納に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,111,329円増加し、9,734,791円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(精神医療センター)

#### 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

患者負担未収金は時間が経過するほど徴収が困難となるため、督促管理システムにより債務者ごとに個表を作成し、特に早期の未収金の督促・回収に努めてきた。

入院医療費については、入院中から未納のある患者と面談を行い、高額貸付制度や分割納付などの相談に応じるとともに、退院2ヶ月後も未納となっている場合には督促状を発行し、電話による督促を行った。外来医療費については、未収が判明した当日または翌日に電話により早期納入を促した。

また、すべての債務者に郵送による督促を行うとともに、個別の電話督促、面談、再来時の支払指導や連帯保証人への支払請求などを行った。また、回収督促強化期間(H20.1月～3月)を設け、6班体制での督促および訪問による徴収(延べ約200戸)などを行った結果、1,781千円収納することができた。

これらにより、平成19年5月末日現在の収入未済額85,247,920円は、平成20年2月末日現在で58,302,835円となった。(成人病センター)

債務者に対し、電話や文書、家庭訪問等により督促を実施したほか、債務者本人からの徴収が困難と判断される場合は連帯保証人へも支払請求を行った。

これらにより、平成19年5月末日の収入未済額9,734,791円は、平成20年2月末日現在で7,676,178円となった。(精神医療センター)

これら各センターの取組により、平成19年5月末日の病院事業全体の収入未済額96,322,311円は、平成20年2月末日現在で67,005,344円となった。

今後とも引き続き収納に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	教育委員会事務局学校教育課
監査執行年月日	平成19年7月27日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	高等学校奨学資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ10,811,992円増加し、28,462,900円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納の促進については、電話、書面による督促以外にも直接債務者の自宅を訪問して督促を行い、返還が困難な者にはその事情に応じて口座振替制度の活用や分割納付の指導などを行った結果、2,652,762円(平成20年2月末日現在)の回収を図った。</p> <p>今後とも訪問等による督促体制をさらに強化して、できる限り早期に収入未済の解消を図るとともに、貸付時や貸付終了時において、奨学生に債務者として返還義務があることを周知して返還意識の向上を図ることとする。また、口座振替制度利用の呼びかけを返還開始前や返還督促の機会等を通じて随時行い、利用者の拡大を図ることによって新たな収入未済の発生防止に努めることとする。</p>

監査執行対象機関名	教育委員会事務局人権教育課
監査執行年月日	平成19年7月27日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	地域改善対策修学奨励資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,788,764円増加し、

35,890,728円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収納促進については、納入義務者への文書による督促や納入義務者と出会い直接説明するなどして、ねばり強く実施するとともに、貸付金の各種申請書類の受付や決定書類の交付等を依頼している関係市町教育委員会を訪問し、個々の債務者の実情に照らした、継続的な返還指導について引き続き依頼しながら、一層の収納促進を図った。

また、新たな収入未済の発生防止に向けては、機会あるごとに返還義務があることについて周知に努め、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会を通じ個別指導に努めた。

監査執行対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成19年8月28日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	<p>(1)職員の不注意による交通事故が3件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて1,574,798円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(機動警察隊)</p> <p>(2)放置違反金において、平成19年5月末日現在、11,836,000円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。(交通指導課)</p> <p>(3)職員の不注意による交通事故が4件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて2,220,642円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(高速道路交通警察隊)</p>

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(1)機動警察隊

ア 事故防止に係る指導と教養

- ・ 毎朝礼時等における、事故防止及び安全運転についての指示、教養
- ・ 小隊・分隊単位での事故事例に基づく小集団検討会の開催による事故原因や防止対策の検討
- ・ 交通事故ヒヤリ・ハット体験の発表による交通安全意識の高揚
- ・ 運転適性検査に基づく運転特性指導

等を実施し事故防止を図った。

イ 教養資料等の発出

- ・ 事故防止のための執務資料「機警短信」(13紙)
- ・ 警察車両の交通事故を記載した「本日の朝刊」(25紙)

を作成配布し、事故抑止知識の付与や事故防止のための注意喚起を図った。

ウ 運転技術訓練等の実施

- ・ 車両の確実な日常点検の実施と警ら出発前における慣熟走行訓練
- ・ 運転技能向上のための個別的特別訓練
- ・ 路面湿潤・積雪時における走行を想定した訓練

等個別的な車両運転技能訓練を実施して事故抑止を図った。

これらの施策により、隊員に対してより一層、交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止の徹底及び車両の適正管理を期すよう努めます。

(2)交通指導課

放置違反金の収納未済につきましては、

- ・ プロジェクトチーム編成による集中的な徴収活動
- ・ 警察官2人の増員による収納体制の強化
- ・ 財産(銀行預金)の差し押さえによる収納
- ・ 常習の違反者に対する、違反車両の「使用制限」

等の実施により、収入未済は平成20年2月末現在で7,870,000円となっております。

今後もこれらの未収対策を強力に推進し、法軽視に対する強い姿勢を示し、早期の収納未済の解消に努めます。

(3) 高速道路交通警察隊

- ・ 毎朝礼時等における幹部職員による気象条件等に応じた具体的な指導教養及び「ハイウェイ10則」の唱和
  - ・ 新隊員に対する訓練及び冬季に向けた車両訓練
  - ・ 小隊長による「事故防止検討会」の開催
  - ・ 事故当事者を対象とした、「運転指導者との同乗による訓練」「反省教訓発表」の実施
  - ・ 「緊急自動車運転技能訓練」への積極的な参加
- 等個別的な車両運転技能訓練を実施して事故抑止を図った。

今後は、いままで以上に車両の適正な管理に努めるとともに、これらの諸対策を更に進め、交通安全意識の高揚を図り、車両の適正な管理と交通事故の絶無に努めます。

(4) 警察本部としての取り組み状況

警察本部においても、交通事故防止対策の一環として、新たに職員個々の運転技能、適性、訓練状況、交通事故歴等を記録したカードを作成して、幹部がこれを把握し、運転に従事する職員に対する運転前的確な指導・教養を実施しています。

また、警察車両運転に係る資格認定制度を全面的に見直し、検定を車種別に細分化するとともに、必要と認められる職員には定期的に運転適性検査、運転技能習熟訓練などを実施することについて定めるなど、職員の運転技術・交通安全意識をさらに向上させ、交通事故の防止に努めていくこととしております。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監 査 の 意 見	
(1) 県政の情報発信について	
	<p>県政の主要事業や施策等の情報を県内外に発信するために、広報誌の発行、新聞広告等様々な事業を実施しているところである。</p> <p>これらに加えて、新聞、雑誌、放送局などの各メディアへのパブリシティに積極的に取り組むことは、速報性、広域性、客観性、経済性の観点からも効果が大きいので、各メディアに対する情報提供の方法を工夫するなど、パブリシティを積極的に活用し、効果的、効率的な県政の情報発信になお一層努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(知事直轄組織広報課)	
	<p>平成20年度から、知事定例記者会見を原則月2回から週1回に増やし、知事自らが県政情報を語ることで記事掲載を働きかけている。</p> <p>また、イントラネットの電子掲示板を利用して職員向けに広報に関するアドバイスをすることにより、庁内の広報マインドの向上に努め、記者に提供する資料についてもその表現や内容を工夫し、わかりやすくかつアピール力あるものに高めるなどの取り組みを進めていきたい。</p> <p>また、県外への広報の取り組みとして県政情報や観光情報をお知らせするニュースレターを県外の放送局や新聞社、雑誌社などに月1回送付し、滋賀県の情報を取り上げていただけるよう今後とも努めていきたい。</p>

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監 査 の 意 見	
(2) 公用車の効率的な管理・運用について	
	<p>職員が出張に用いる公用車の管理については、各課で管理する公用車と総務課において集中的に管理し、大津、彦根、長浜、近江八幡の4か所に配置しながら有効に活用している公用車とがあり、後者の公用車の年間稼働日数は約230日を超え、高い稼働状況にある。</p> <p>現在、本庁および各振興局等には約600台の公用車があるが、年間稼働日数の少ない公</p>

用車や修繕に多額の費用を要した事例が認められた。

共用の公用車が増えれば、各課管理に係る公用車の台数を減らすことや修繕費を縮減することも可能と思われることから、本庁および各振興局等における共用公用車設置箇所・台数の一層の拡大を検討されたい。

併せて、公用車の導入および管理・運用について、リースや借り上げを含め、一層効率的な取扱いが可能となるよう関係部局が連携して検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部総務課)

本庁および大津合同庁舎の各所属所管の公用車の共用公用車としての拡大については、各所属において、年間稼働日数が少ない公用車を対象に検討の結果、国庫補助対象等の制約などから集中管理車として対象となる車はなかったが、貸出し可能な車はあったことから、該当する車について、稼働率の向上が図れるように、利用手続きなどをイントラネットの電子掲示板に掲載することとした。共用公用車の設置箇所の拡大については、利用ニーズ等を勘案し、関係部局と連携しながら引き続き検討していくこととする。

また、公用車の導入および管理・運用にあたり、リース方式について購入方式と一定の条件で比較検討したが、リース方式は予算の平準化や管理事務の軽減などのメリットはあるものの、購入方式に比べ経費がかかることから効率的な取扱いとはならないものと考えている。

(総務部自治振興課)

振興局等における公用車の管理・運用状況について、過去3か年分の調査を行い、その実態把握を行った。その結果、振興局等間にバラツキがあるものの、概ね効率的な管理・運営が行われていたが、振興局等が管理する公用車の1割程度においては、稼働率が低い(稼働日数100日未満)状況が認められた。これは、振興局等は危機管理機能や県の行政サービス提供機能を有しており、緊急時等の対応のため一定台数の公用車を常時確保しておく必要があること、また、国庫補助を受けて公用車を購入している場合には、国庫補助目的以外の使用が制限されることなど、止むを得ない面もある。しかし、現下の厳しい行財政状況の中、僅かな無駄も省く必要があることから、関係機関(振興局等副局長・次長会議)でより一層の効率的な管理・運営を図るための意見交換を行い、今後、各振興局等において一定台数の共用公用車を設けるなどして、公用車を減らすこととした。

監査結果報告年月日	平成19年12月19日
-----------	-------------

監査の意見

(3) 税収確保対策について

平成18年度末の県税収入未済額が3,521,668千円(徴収猶予額を除く)の多額に上り、極めて厳しい県の財政状況の中、税収確保は喫緊の課題である。

このため、平成17年度より平成19年度までの3年間、滞納整理特別対策室を設置し、平成17年度より平成18年度の実績において、個人県民税、自動車税について、収入未済額の圧縮および収入歩合の向上に一定の成果を収めたが、三位一体改革による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、収入未済額の増加が懸念されるところであり、今後とも、税収確保、税負担の公平・公正の確保に向けた徴収体制の確立を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部税政課)

税収確保、税負担の公平・公正の確保に向けた徴収体制の確立について、これまでの滞納状況改善の成果を土台に、平成17年度から平成19年度まで3年間設置となっていた滞納整理特別対策室の体制を3年間延長し、平成20年度より市町からの派遣職員を加えて、人的にも一層充実した徴収体制を確立したところである。

また、県税収入の確保や税負担の公平・公正を確保するためには、市町における徴収強化が喫緊の課題であり、市町との共同徴収など更なる連携・支援を強化するため、県と全ての市町が協働して、地方税の収入未済額縮減に取り組む組織として、平成20年度より「滋賀地方税滞納整理機構」を設置した。

この機構では、県と市町職員の合同チームによる市町派遣事業をはじめ、全ての市町が